

菊川市立中学校部活動ガイドライン

菊川市教育委員会

☆はじめに

菊川市教育委員会では、次の目的で、本ガイドラインを策定しました。

- 生徒の健やかな心身の成長を願い、スポーツ障害の予防に留意しながらバランスのとれた生活の実現を図る。
- 生徒にとって魅力的であるとともに、指導者が意欲をもって取り組み、保護者や地域から信頼される部活動とする。

1 部活動の意義

- 異年齢との交流の中で、人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- スポーツや文化及び科学等に親しみ、興味関心を高めるとともに、責任感・連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

2 学校における部活動の設置や活動日等について

- 校長の方針の下に、学校や地域の実情に応じた部活動を設置する。
- 生徒の部活動への所属は、自主的、自発的なものとする。
- プレーヤーズファーストの考えをもち、生徒の心身の健康の保持増進に留意し、適度な休息をもうけながら、計画性のある練習や活動を行う。
- できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 以下の【活動日等の設定基準】に沿って、活動を行う。

【活動日等の設定基準】

(1) 活動日

ア 常時活動

- (ア) 平日：週 3 日（原則として火曜日、木曜日、金曜日）とする。
- (イ) 週休日：原則として、土曜日又は日曜日、どちらか 1 日とする。
- (ウ) 3 日以上連続の場合、必ず休養日を設ける。

イ 長期休業中の活動

- (ア) 校長は、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、許可をする。
- (イ) 一定期間部活動を休止する期間を設ける。
- (ウ) 土、日曜日は、あらかじめ認められた大会以外は原則として行わないこととする。

ウ 大会（中体連・中文連及び関連する各種団体の主催大会）期間中の活動

大会日程等から土日両方とも活動した場合は、代替りの休養日を 1 週間以内に設定する。

(2) 活動時間

- ア 部活動は、必ず指導者（教員または指導員）の監督指導の下で実施し、学校で定められている下校時刻までの活動とする。
- イ 常時活動は、活動日の年間の平均で、活動時間が平日 2 時間、休日 3 時間を超えないようにする。

3 部活動の方針の策定等について

(1) 策定について

- ア 校長は、本ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、必要に応じて見直しを図る。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び実績を校長に提出する。

(2) 公表について

校長は、部活動方針等について、ホームページ等で公表し、保護者に周知する。

4 指導上の留意点について

- 学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないように努める。
- 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であり、学校教育に対する信頼を失う行為であるので、これらの行為は全て禁止とする。
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定する。また、用具や施設の点検、管理等を行い、生徒の安全確保に万全を期する。
- 部活動の目的が、保護者によく理解されるよう啓発を図る。
- 生徒のニーズを把握し、要望に応じた工夫改善を行う。
- 外部指導員に関することについては、小笠中体連で定められた規定にそって、適正に行う。

5 ガイドライン実施に向けたスケジュール

- 4月19日 静岡県部活動ガイドラインの公表
- 8月1日 菊川市立中学校部活動ガイドライン実施スタート
- 8月1日 経過措置期間
 - ～8月31日 ・学校関係者、生徒や保護者等への周知徹底を図る。
 - ・休養日の確保を図る。 等
- 9月1日 全面実施（3年生の活動が終了次第）
- 12月頃 実施状況検証委員会(仮)により、部活動の運営状況を確認していく。

6 その他

- 教育委員会は、国や県などの動き等をふまえ、必要に応じてガイドラインの見直しを図る。